

## 2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和4年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

人事委員会及び人事院

### (3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,192事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

### (4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

### (5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係380人（行政職に相当する調査実人員350人）、初任給関係以外の調査職種7,817人（行政職に相当する調査実人員7,115人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、58,046人、行政職に相当するものは、51,329人。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		193	90	84	19
農 業 、 林 業 、 漁 業		1	0	1	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業		10	1	9	0
製 造 業		109	54	43	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業		28	9	14	5
卸 売 業 、 小 売 業		11	9	2	0
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業		6	5	1	0
教 育、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業		28	12	14	2

(注) 1 調査対象事業所252所のうち、調査完了事業所は193所、調査不能となった事業所は51所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は8所である。

2 調査完了率は、79.1%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 193所／（調査対象事業所 252所－調査対象外事業所 8所）×100

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	205,369	203,324	207,489	211,325
	短大卒	186,890	187,116	180,934	X
	高校卒	168,186	169,830	168,832	164,309
新卒事務員	大学卒	202,623	202,480	201,361	X
	短大卒	168,343	X	X	-
	高校卒	165,788	172,397	162,386	164,967
新卒技術者	大学卒	208,491	204,594	213,211	210,467
	短大卒	189,543	191,174	181,095	X
	高校卒	168,912	169,430	172,308	164,063

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	54.7	730,357	2,624	727,733
	工 場 長	18	54.6	763,702	110	763,592
	事 務 部 長	186	54.8	606,834	5,323	601,511
	技 術 部 長	224	53.2	666,865	4,501	662,364
	事 務 部 次 長	76	52.9	568,481	4,089	564,392
	技 術 部 次 長	74	52.1	634,713	4,501	630,212
	事 務 課 長	391	50.3	563,629	5,624	558,005
	技 術 課 長	621	50.4	591,386	14,415	576,971
	事 務 課 長 代 理	155	49.7	529,710	44,469	485,241
	技 術 課 長 代 理	219	46.8	535,103	47,824	487,279
	事 務 係 長	490	46.2	435,062	53,591	381,471
	技 術 係 長	588	45.9	479,951	88,839	391,112
	事 務 主 任	358	44.1	399,962	49,431	350,531
	技 術 主 任	495	42.5	465,255	78,448	386,807
	事 務 係 員	1,576	38.4	315,417	36,474	278,943
技 術 係 員	1,633	35.2	348,719	55,090	293,629	

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。  
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。  
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

## 2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 する 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 8	歳 55.6	円 861,762	円 1,774	円 859,988
	工 場 長	14	55.0	819,753	0	819,753
	事 務 部 長	115	55.3	662,243	3,061	659,182
	技 術 部 長	168	53.5	712,723	4,716	708,007
	事 務 部 次 長	56	53.1	601,125	1,387	599,738
	技 術 部 次 長	61	52.7	667,952	655	667,297
	事 務 課 長	298	50.6	594,015	4,763	589,252
	技 術 課 長	542	50.6	607,468	14,546	592,922
	事 務 課 長 代 理	126	49.9	550,324	49,892	500,432
	技 術 課 長 代 理	174	46.6	550,571	42,523	508,048
	事 務 係 長	361	46.8	443,017	50,186	392,831
	技 術 係 長	479	45.9	490,001	92,220	397,781
	事 務 主 任	222	45.9	438,866	51,451	387,415
	技 術 主 任	317	41.3	512,420	93,214	419,206
	事 務 係 員	1,025	38.6	326,276	39,241	287,035
技 術 係 員	1,171	35.0	360,845	60,065	300,780	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 員 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	52.4	422,506	4,617	417,889
	工 場 長	4	53.2	600,135	431	599,704
	事 務 部 長	52	55.1	560,735	1,756	558,979
	技 術 部 長	54	52.6	556,578	4,114	552,464
	事 務 部 次 長	15	53.1	523,822	5,244	518,578
	技 術 部 次 長	12	49.8	512,660	20,786	491,874
	事 務 課 長	72	49.6	489,303	3,004	486,299
	技 術 課 長	70	48.9	478,059	11,647	466,412
	事 務 課 長 代 理	27	48.9	453,773	22,388	431,385
	技 術 課 長 代 理	38	47.6	461,262	86,821	374,441
	事 務 係 長	94	44.3	434,864	73,035	361,829
	技 術 係 長	77	45.9	420,751	64,410	356,341
	事 務 主 任	101	41.1	352,507	46,439	306,068
	技 術 主 任	127	46.2	371,719	41,824	329,895
	事 務 係 員	462	38.2	300,098	32,050	268,048
技 術 係 員	364	34.4	313,371	41,201	272,170	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表2級(一部は3級)
	行政職給料表1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )	
事 務 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	
	事 務 部 長	19	51.7	462,114	25,484	436,630
	技 術 部 長	2	45.0	510,552	0	510,552
	事 務 部 次 長	5	51.5	474,462	20,600	453,862
	技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
	事 務 課 長	21	47.8	415,981	25,746	390,235
	技 術 課 長	9	50.2	456,666	29,831	426,835
	事 務 課 長 代 理	2	42.5	361,828	27,890	333,938
	技 術 課 長 代 理	7	50.1	334,557	39,065	295,492
	事 務 係 長	35	45.0	349,370	38,209	311,161
	技 術 係 長	32	45.7	419,900	81,149	338,751
	事 務 主 任	35	41.6	290,593	45,350	245,243
	技 術 主 任	51	42.4	327,031	55,984	271,047
	事 務 係 員	89	36.6	247,841	22,212	225,629
技 術 係 員	98	41.0	274,697	22,621	252,076	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6級、7級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級)
	行政職給料表 1級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	4 <sup>人</sup>	56.0 <sup>歳</sup>	794,251 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	794,251 <sup>円</sup>
	研究部(課)長	78	51.6	661,780	1,218	660,562
	研究室(係)長	47	52.0	685,382	1,765	683,617
	主任研究員	152	47.1	590,851	3,407	587,444
	研 究 員	168	29.4	358,913	50,131	308,782
	研究補助員	42	41.8	367,815	33,405	334,410
教育 関係 職種	大学学部長	11	60.1	748,193	5,591	742,602
	大学教授	41	52.0	649,003	6,292	642,711
	大学准教授	35	45.2	533,504	9,202	524,302
	大学講師	15	41.6	448,246	20,944	427,302
	大学助教	11	38.8	480,581	745	479,836
	高等学校校長	-	-	-	-	-
	高等学校教頭	2	55.0	616,575	4,825	611,750
	高等学校教諭	44	43.7	444,584	1,395	443,189

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		73.3%
	配偶者に家族手当を支給する	64.8%
家族手当制度がない		26.7%
扶養家族の構成別 支給月額	配偶者	11,634円
	配偶者と子1人	18,895円
	配偶者と子2人	25,583円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は88.4%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	( ) %	( ) %	%	
53.0		( 33.9 )	( 66.1 )		47.0

- (注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
21.8%	78.2%

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	51.0%	49.0%	47.3%	52.7%	44.3%	55.7%
500人以上	49.4	50.6	44.3	55.7	43.5	56.5
100人以上 500人未満	49.2	50.8	46.1	53.9	41.1	58.9
50人以上 100人未満	60.0	40.0	58.7	41.3	54.3	45.7

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	77.7 %	22.3 %	- %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		64.6 %	36.2 %	35.4 %
非 管 理 職		57.4	35.1	42.6

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
65.7 %	72.0 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

